

利用規約

株式会社ディソパ（以下、「運営者」）が運営するスタートアップカフェディソパ/Startup Cafe DISOPA（以下、「本ワークスペース」）の利用にあたり以下の通り本規約（以下、「本規約」）を定めます。

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、本ワークスペースについて運営者が定める当該条項を含む以下の条項に同意した利用者（個人または法人（1契約1名））に対して適用されます。
2. 利用者は、本規約で利用上該当する記載事項について同意した上、本ワークスペースを利用できるものとします。
3. 運営者及び利用者は、本規約に基づき、利用者に借地借家法に基づく借家権が付与されるものではないこと、および、本ワークスペースの施設を利用することを目的としたサービスについて利用者が運営者に利用料を支払うシステムであることを相互に確認します。

第2条（利用方法と支払いについて）

1. 本ワークスペースは、ドロップイン（一時利用）、月会員、そして、教室利用の3種類のシステム（以下、「本システム」）を用意しております。
2. ドロップインは本規約に基づき、本ワークスペースの入店時に時間課金の料金表に従ってチケットを事前購入して利用頂くシステムです。ブース（半個室）は一人で利用頂く一人ブースmini、一人ブースR(Regular)、2人から4人までの人数で利用頂くグループブースR(Regular)、5人から8人までの人数で利用頂くグループブースExに分かれます。グループブースExはグループブースRを連結させたため、運用上の都合で利用頂けない場合がありますことをご承知おきくださいませ。料金表は下記となります。

記

ドロップイン（一時利用）当日サービスの料金表（税別）				
チケット区分	一人ブースmini	一人ブースR	グループブースR	グループブースEx
基本料金	360円/時間	390円/時間	1,600円/時間	3,200円/時間
最大料金	1,600円/5時間以上	1,600円/5時間以上	※なし	※2時間-4時間まで
ご利用人数	1名	1名	2-4名	5-8名

3. ドロップイン利用は以下の事項について利用者の承諾を得ているものとします。
 - (a)購入済チケットに記載の利用可能な時間中は店外への外出を認めております。本ワークスペースでは、受付にて利用者の所持品を預かりませんので、外出の際はブース内に置忘れが無いようにお願いします。本ワークスペース内において利用者の所持品が紛失しても運営者は一切の責任を負いません。
 - (b)利用者の外出に関して、グループブースの場合、購入済チケットに記載の利用可能な時間内はブースの確保をいたしますが、一人ブースの場合、利用者の離席後の確保は5分程度とさせていただきます。また、外出の際は、かならず受付にて外出の旨お伝えください。
 - (c)一度購入されたチケットはいかなる理由があっても払い戻しできませんので、ご承知おきください。
 - (d)時間延長の際はあらためてチケットのご購入をお願い申し上げます。
 - (e)グループブースExは2時間以上での利用となります。

4. 月会員は、本規約に基づき、下記料金表の月額料金を支払って利用して頂くシステムです。

記

月会員（正会員）サービスの料金表（税別）			
区分	サービス内容	料金	備考
平日デイ 月会員 基本プラン	初期手数料	2,600円	新規会員登録時
	月会費	9,800円/月	・一人ブースのご利用に限定 ・営業時間内のご利用に限定
有料 オプション	法人登記	6,800円/月	・住所利用可 ・メールボックスのレンタル付 ・郵便受取&メールボックス投函付 (注：宅配便NG、郵便転送無)
	グループブースRのご利用	1,200円/時間	・1日2時間までの利用制限有 ・ピジター3名までの参加可
	グループブースExのご利用	2,800円/時間	・1日2時間までの利用制限有 ・ピジター7名までの参加可
	ダイヤル錠付ロッカー（メールボックス）	3,600円/月	・法人登記サービス利用者を除く
	コピー/プリントアウト	モノクロ： 20円/枚 (1面当り) カラー： 50円/枚 (1面当り)	・B5/B4/A4/A3対応 ・1日1回、最大20枚（20面）まで対応 ・店舗スタッフのオペレーション
FAX送信（国内限定）	20円/枚 (1面当り)		

5. 月会員の申込者は下記手順で下記必要書類を提出して入会審査を経て利用頂くことになります。

手順：

月会員として入会のお問い合わせ（電話またはホームページからのお問い合わせ）→下記提出書類の準備と面談日の設定→面談の実施/月会員の正式お申し込み（店舗）→入会審査→承認有無の通知（eメール）

（備考）

・入会承認を得た際は、利用開始日の前日までに初期手数料及び利用月数分（3ヶ月単位）の利用料（その他のオプションがあればその額を加算）を運営者指定の金融機関口座にお振込み頂きます。なお、運営者がクレジットカード等の別の支払方法を提示した場合はこの限りではありません。

・月会員は3ヶ月単位の契約となり、更新も3ヶ月単位となります。契約期間は最大12ヶ月（1年）まで設定することが可能です。月会員の有料オプション（法人登記サービス等）は月会員の期間中のみのご利用となり、契約期間が過ぎたり、解約、解除に至ると利用することはできません。

・利用者においては、正式お申し込みをした時点で本規約に同意したものとみなします。

必要書類：

<個人の場合>

身分証明書（運転免許証、保険証等）、印鑑証明書（3ヶ月以内取得）、住民票（3ヶ月以内取得）、その他運営者が要求する資料

（備考）

・ご契約時、実印のご持参をお願いしております。

・未成年者（18歳未満）の入会には保護者の同意が必要となる場合があります。

Startup Cafe DISOPA

<法人の場合>

登記簿謄本（3ヶ月以内取得）、印鑑証明書（3ヶ月以内取得）、会社案内（事業の詳細がわかるもの）、利用者の身分証明書（運転免許証、保険証等）、その他運営者が要求する資料

（備考）

・ご契約時、代表者印のご持参をお願いしております。原則、代表者（代表取締役またはそれに相当する役職）が利用者同一人物となります。

・月会員は代表者が契約したうえで追加契約として同様の手続きを経て当該法人の取締役（またはそれに相当する役職）が会員になることも可能です。1法人最大2名までの会員登録ができます。

・利用者は申込み時の情報に変更が生じたときは速やかに運営者に申し出て、変更手続きを行うものとします。

・月会員が契約終了（退会）し、その後、6ヶ月以内に再入会の手続きをする際は、初期手数料を免除します。この6ヶ月は、日数計算ではなく、暦の月を基準に計算します。たとえば、1月末に退会した場合は、2月を最初の月として当該2月を含めた6ヶ月後の7月末までに再入会の手続きをすれば初期手数料免除の対象となります。

6. 教室開催を目的にグループブースをご利用の際は、お申し込みの際にルール等について運営者よりご確認頂き、ご承諾頂きましたらご契約の手続きを踏んで頂きます。基本、ドロップインと同様の規約となりますことをご承知おきください。

第3条（施設の利用）

1. 利用者は、本規約に従い、本ワークスペースを利用できます。本ワークスペース内において、ブースの他に下記に従って追加料金無で施設を利用できます。

記

追加料金無しでご利用可能な備品・機器			
項目/対象者	一人ブース利用 / 月会員	グループブース利用・教室利用	考
Wi-Fi	◎	◎	
電源	◎	◎	
フリードリンク	◎	◎	コーヒー、紅茶等
荷物かご	◎	—	
ライトスタンド	◎	—	USB仕様
ひざ掛け	◎	◎	マイクロファイバー
モニター	—	◎	24inch
ホワイトボード	—	◎	壁掛けタイプ
ハンガー	—	◎	木製
トイレ	◎	◎	ウォシュレット付

（備考）

・飲み物、軽食程度の食べ物は持ち込み可能です。匂いの強いもの、他の利用者のご迷惑になるものはご遠慮頂きます。また、利用者用のごみ箱は用意しておりませんので持ち込まれたものはすべてお持ち帰り頂きます。

・各ブースはパーティションで囲っておりますが完全な密室ではございません。BGM、スタッフや他のお

Startup Cafe DISOPA

お客様の声はどうしても漏れて聞こえてきますのでご承知おきくださいませ。

・法人登記サービスは、「法人登記」、「住所利用」（ホームページ掲載可、利用有無は利用者の任意。）、メールボックス（ダイヤル錠付ロッカー）のレンタル、「郵便受取&メールボックス投函」の利用までを含むセットです。転送電話のオプションはございません。また、レンタルできるメールボックスに空きがなくなった時点で法人登記サービスに関して新規の受け付けは終了となります。

・メールボックスの暗証番号は利用者ご自身でセットして頂きます。当メールボックスはダイヤル錠のため、運営者が暗証番号を聞き出したり管理することはしません。利用者ご自身で厳重に管理を徹底して頂きます。

・メールボックスはご契約頂いた月会員のみご利用頂けます。メールボックスは本ワークスペースの営業時間外は利用できず、運営者は当該営業時間外に対応できません。

・メールボックスは荷物入れとしても利用できます。ただし、当ワークスペースの保安上、他の利用者の安全上、可燃性のもの、腐敗するもの、臭気を発するもの、爆発するもの、生物、その他ボックス使用に適さないものを収納することはできません。

・メールボックスについて、法人登記サービスを利用する際は、当該メールボックス内が郵便物や荷物でいっぱいになっていると追加の郵便物を投函できません。収納サイズを確認の上で利用ください。

・法人登記サービスの「郵便受取」はスタッフが郵便物を受け取り、ご契約のメールボックスに投函するところまでとなります。郵便物の転送はサービス外のため、ご契約のメールボックスを適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。ご本人への手渡しを前提とする郵便（要本人確認）は受け付けておらず、ご契約のメールボックスに不在通知として投函される場合がございます。弊社は郵便物について一切開知しておりませんので、これに伴う一切の責任を負いません。

・上記「郵便受取」は運営者が用意した所定サイズのポストに投函可能なサイズの郵便物（書類に限定）のみとなっております。ご契約のメールボックスに投函できないサイズの郵便物や宅配は配達人からの受け取りができませんので、ご承知おきくださいませ。本人確認が必要な書類や宅配便の宛先は、事前に役所、業者等にご自宅または受け取り可能な住所をご登録されることをお願いします。

・一人ブースの利用に月会員、ドロップインの棲み分けはございません。月会員専用の固定ブース（固定席）がないことをご承知おきくださいませ。

・本ワークスペースが提供するWi-Fiを通じてインターネットを利用する際、運営者が他の利用者、運営者に支障が生じるような利用の仕方やセキュリティ上問題のある利用の仕方を判明した際は、直ちに本ワークスペースの利用の停止と問題の大きさに応じて契約解除等の責任をとって頂きます。

・本ワークスペースはBGMを流すことを前提としたワークスペースです。利用者の要望でBGMを止めたり、音量に変更を加えたり、楽曲を変更する等ができません。

2. 営業時間は、平日（月曜日～金曜日）10時～19時となり、ドロップイン、月会員ともに同様の時間帯で本ワークスペースを利用できます。本ワークスペースのお休みは、土日祝日、ゴールデンウィーク期間、運営者設定の夏期休業期間、運営者設定の冬期休業期間となります。また、本ワークスペースの臨時休業日や不定期に開催されるイベント日は、その時間帯、または、終日利用できない場合があることをご承知おきくださいませ。これらの予定はホームページのスケジュールに告知します。

3. 利用者は、運営者による本ワークスペースのレイアウト変更について利用上の支障がない限り当該レイアウト変更に従って利用するものとします。

4. 本ワークスペースが、運営管理上、店舗内にセキュリティ上の目的で防犯カメラを設置していることを利用者は了解しているものとします。当該防犯カメラに記録された映像は、裁判所の命令もしくは法令

Startup Cafe DISOPA

に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要な場合を除いて、運営者が外部への提出やインターネット上への掲載をすることはありません。

第4条（利用期間および解約）

1. 本ワークスペースの利用について、ドロップインは入店当日における時間単位の利用となり、入店時、滞在に必要な時間分のチケットを事前に購入したうえで利用開始となるシステムです。月会員は、3ヶ月単位の契約で3ヶ月単位の更新となり、入会審査を経て利用開始日の前日までに初期手数料と契約月数分の利用料を事前に支払って利用開始となるシステムです。月会員は暦の月を基準に契約期間を定めます。月の1日から15日の間に入会された場合、月会費は満額でのお支払いとなりますが、16日から月末までの間に入会された場合、初月のみ月会費は50%オフ（税別）となります。入会承認を得た場合は、当該入会承認の通知があった日を含めて7日以内に入会日を確定し、ご連絡を頂きますようお願いいたします。当該通知の日から7日以内にご連絡を頂けなかった場合、または、当該通知の日から30日以内に入会できない場合、理由の如何にかかわらず入会を辞退したものと処理します。この場合、入会の辞退を判断した月を含めて12ヶ月間は入会の再審査ができないものとします。ドロップインおよび月会員のシステムは、いずれにおいても利用者と運営者の間で利用者から一度入金された利用料は返金できないことを合意しているものとします。

2. 月会員は、第5条で定める契約解除がない限り、利用開始日を含む月から3ヶ月間（契約期間の区切りを月単位とする）をもって自動的に終了します。月会員は、当該利用期間の最後の月の20日までに翌月以降にかかる3か月単位の利用料を支払うことで（金融機関口座への振込み）、翌月1日より3ヶ月を単位とする利用期間の更新となって、以降も同様とします。なお、クレジットカード等の利用を適用している場合はこの限りではありません。

3. 休業日に関して、土日祝日、ゴールデンウィーク期間、運営者設定の夏期休業期間、運営者設定の冬期休業期間の他に、当社の社内行事、不定期でのシステムメンテナンス等により、事前にホームページ等で告知の上、休業日となる場合があります。

4. 利用者から解約を申し出頂いた月の翌月から解約となります。解約後は有料オプションも同期して利用できませんので、メールボックス内に荷物が撤去されていなかった場合は解約とともに処分します。この処分に費用が発生した場合は運営者が選定した業者の料金体系に基づく実費を請求させていただきます。

5. 利用者は、本ワークスペースの利用期間終了または解約の他に、休業日及び閉店にあたって、未利用分の利用代金の支払い分を運営者に請求することができません。

第5条（契約解除）

1. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する場合もしくは次項に記載の禁止行為を行った場合、運営者は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより利用者が被った損害については、運営者は一切の責任を負わないものとします。

(a)本規約に違反した場合

(b)利用申込書の記載事項や面談内容と事実と異なる場合。

(c)利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。

(d)公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると運営者が判断した場合。

(e)本ワークスペースに運営者の承諾を得ることなく入った場合。

(f)関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。

(g)破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合。

(h)監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。

(i)解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。

(j)代表者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明したとき、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

(k)詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合。

(l)本ワークプレイス内で運営者が問題ありと判断する内容の勧誘行為を行った場合。

2. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する事業に関連する者であると判断された場合、運営者は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより利用者が被った損害については、運営者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

(a)法令に反する事業及び法令に反するおそれのある事業。

(b)公序良俗に反すると運営者が判断する事業。

(c)性風俗関連の事業。

(d)暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体に関する事業。

(e)宗教関連の事業。

(f)マルチ商法及びそれに類するおそれのある事業。

(g)公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業。

(h)その他、運営者が不適当と認める事業。

3. 運営者は利用者に対し、本ワークプレイスにおける以下の行為を禁止します。

(a)落書き・いたずら等をする行為。

(b)運営者に承諾を得ていない販売、寄付募集等の行為。

(c)麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。

(d)運営者の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、毒性ガス、ガスボンベ等）を持ち込む行為。

(e)運営者の承諾を得ずに腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。

(f)運営者の承諾を得ずに火気を使用する行為。

(g)電気・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。

(h)喫煙する行為。

(i)運営者の承諾を得ずに飲酒をする行為。

(j)音を流す行為。ただし周囲に音が漏れないヘッドホンで音を聴く行為、本ワークプレイスに在室している他の全ての者の了承を得たうえで共用設備のオーディオで音を聴く行為は除きます。

(k)騒音、大音響または臭気を発する行為。

(l)運営者が本ワークプレイスに保管している備品・商品を無断で持ち出す行為。

(m)宿泊する行為。

(n)適正人数以上の利用者でブースを使用する行為。

(o)運営者による本ワークプレイスのレイアウト等の変更を妨げる行為。

(p)他の利用者・顧客に配慮のない行為。

Startup Cafe DISOPA

4. 本ワークスペースが入居している建物周辺における喫煙、携帯電話等の通話その他の迷惑行為を禁止します。
5. 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為により、運営者が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。
6. 本ワークスペースの備品や運営者の所有物を持ち出すことを禁止します。当該持ち出しが発覚し、それが事実となった時は運営者規定の違約金および損害額に応じた実費相当の損害賠償額を頂きます。

第6条（本ワークスペースの利用にあたっての責務）

1. 利用者は、本ワークスペースの利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本ワークスペース利用の際に持ち込まれた備品・商品等は、利用者が責任を持って管理して下さい。
2. 他の利用者及び運営者に対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本ワークスペースの利用を中止させて頂く場合がございます。
3. 本ワークスペースの利用に際し、利用者及び当該利用者が本ワークスペースに持ち込まれた備品・商品等に起因する、運営者、顧客、取引先等に対する損害については、全て当該利用者に賠償して頂きます。
4. 本ワークスペースで利用頂く備品、設備の扱いはご注意ください。不注意によって破損、故障等が生じた場合は、実費にて弁償をお願いする場合がございます。
5. ドロップイン、月会員のいずれにおいても本ワークスペースに持ち込まれたものは持ち込まれた利用者ご自身が持ち帰ることをお願いします。
6. 本ワークスペースの利用において、本ワークスペースにない必要備品については、原則、利用者側で手配して下さい。
7. 本ワークスペースを損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、運営者の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切を利用者にご負担頂きます。

第7条（秘密保持）

利用者は、本ワークスペースの利用を通じて知り得た運営者及び運営者のグループ店の営業上または技術上の秘密情報（顧客情報、運営上のノウハウ、マニュアル等の知的財産を含む）を、運営者の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、本ワークスペースにかかる事業の利用以外の活動に利用しないものとします。

第8条（個人情報の保護、顧客情報）

1. 運営者は、本ワークプレイスの運営上知り得た利用者の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び運営者が別途定める個人情報保護方針に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

2. 運営者が利用者の個人情報をつぎの各号の目的範囲内で使用することを同意するものとします。

(a)利用者に本ワークプレイスまたは本システムに関する情報を提供する場合

(b)各種アンケートを実施する場合

(c)本ワークプレイスの利用者の属性に応じて利便性や活用を促進するために新たなサービスを研究開発する場合

3. 前

項に定める場合のほかつぎの各号のいずれかに該当する場合には、運営者は利用者の個人情報を第三者に開示、提供する場合があります。

(a)個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合

(b)裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要な場合

第9条（権利義務の譲渡等の禁止）

運営者及び利用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本規約に基づく本ワークプレイスの利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

第10条（免責）

1. 運営者は、利用者の本ワークプレイス利用に伴う事故、盗難、破損（データを含む）その他のトラブルや第三者に対する損害について、損害賠償等の一切の責任を負いません。

2. 天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

第11条（システム提供の休止）

運営者は、下記の事項に該当する場合は、ドロップイン利用者または月会員に通知することなく本規約に列挙される本システムの提供について休止することができます。

(a)本ワークプレイスの設備故障等の不具合により運営者が本システムを提供できないと判断した場合

(b)本ワークプレイスが入居している建物の管理人からの保安目的、工事等による一時利用停止または同建物の定期点検等によって本システムを提供できないと判断した場合

(c)運営者が契約している電気通信事業者のサービス中断等により本システムを提供できないと判断した場合

(d)その他、運営者が運営上休止する必要があると判断した場合

第12条（システム提供の終了）

1. 運営者は、ドロップイン利用者または月会員に対して事前通知により本システムの全部または一部の提供を終了することができます。

2. ドロップイン利用者または月会員は、運営者が前項の規定に従って本システムの提供を終了する場合、本シス

Startup Cafe DISOPA

テム提供の継続及び本システムの終了に伴って生じる損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。なお、運営者は、メールボックスを利用している利用者に対して運営者が定める一定期間をもって収納物についての引取り期間を設けるものとします。

3. 運営者が同条第1項の規定に従って本システムを終了する場合、前記通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって本システムの全部または一部を終了するものとします。

第13条（損害賠償）

運営者は、本規約の履行に関し、利用者等（利用者およびその関係者）の責に帰すべき事由により損害を被った場合、利用者等に対して、損害賠償を請求することができます。

第14条（合意管轄等）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、運営者の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（規約の追加・変更）

本規約は予告なく追加・変更される場合があります。あらかじめご了承ください。追加・変更の際は、本ワークプレイスまたはホームページ上に告知します。本規約と告知内容が異なる場合には、本ワークプレイスまたはホームページ上に告知されたものが優先されます。

運営者：株式会社ディソパ

所在地：〒182-0024 東京都調布市布田1-43-2 グレースメゾン谷中S棟1F

電話：042(426)7236

2017年4月5日 施行

2017年4月9日 改定・適用（第4条第1項）

2017年4月14日 用語統一（正会員→月会員）

2017年4月28日 料金改定（第2条第4項：法人登記9,800円→6,800円）

2017年7月14日 最大利用時間改定（第2条第2項：※最大4時間→※なし）

2017年7月14日 教室利用の追加（第2条1項及び同条第6項、第3条第1項）